



【緊急発信】 飲食法務弁護士による コロナウィルス対策レポート

(2020/4/15時点)



自 身も飲食店(焼肉店:左写真)を営みながら、
飲食法務を専門に扱う弁護士として活動中。
コロナウィルスによる非常事態においても、少しでも
自身の取り組みから参考になることをお伝えできれば、
と本レポートを発信させていただくに至りました。
貴社の経営の一助となれば幸いです。

弁護士 石崎冬貴



はじめに

私が飲食店を開業したのが昨年の12月。

そこから数か月で、今回の新型コロナウイルスに見舞われることになりました。

開業してすぐに、**営業努力ではどうにもならない事態**を体感しています。

このような非常事態に必要なのは、「根性」・・・ではなく、今を乗り切るための**「知識」**です。

今回、私自身、色々な先生に大変お世話になっています。

焼肉店オーナーという飲食業者としての立場、そして、飲食ビジネス専門の弁護士という専門家としての立場から、今飲食店ができることをまとめました。

困ったら遠慮なくご連絡ください。早ければ早いほど、やれることがあります。誰かしらつながります。何かしらアドバイスします。

今重要なのは、とにかく**「生き残る」**ことです。一緒に生き残りましょう！



目次

- ①資金繰り（融資）
- ②資金繰り（助成金、補助金、給付金）
- ③コスト削減（家賃）
- ④コスト削減（その他）
- ⑤販促対応（テイクアウト、デリバリー）
- ⑥情報発信

それぞれ

石崎からのワンポイント⇒個別の解説⇒相談すべき専門家
という流れになっています



FOOD Lawyer & Experts

飲食法務サービス

食にたずさわる
あらゆる企業・経営者のパートナーとなり
法律を武器にエンパワーする

資金繰り対応 ～融資編～





①資金繰り対応～融資編～

飲食法務石崎のワンポイント

圧倒的に**優先順位が高い**です。

ほとんど売上げがない現状（休業なら**純粹にゼロ**）であれば、
人件費と家賃で**3カ月も持ちません**。

今はとにかく**借りられるだけ借りましょう！**

無借金経営にこだわる飲食店経営者も多いですが、**無利息の融資**なら、**使わなければ返せばいい**だけです。



融資制度・方法

緊急事態のため、融資制度はたくさんある。大きく分けると2つ。

・ 政策金融公庫（商工中金もほぼ同じ）

○無担保、3年間3000万円まで実質無利子、既存借入の借換可能

×混んでいる（「新規」は数か月？）、融資不可の場合あり

※インターネットで受付開始：<https://www.m.jfc.go.jp/sysped/ped010>

・ セーフティネット保証を受けて民間融資

○必ず借りられる、取引のある金融機関を選べるので比較的早い

×手続少しが面倒（事前相談⇒自治体の認定⇒信用保証協会⇒各金融機関）

事業規模によって、保証料や利子がかかる場合もある



資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分りましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口	
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 (別枠。⑨と共有) ・要件を満たせば 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		③商工中金等による「危機対応融資」	・3億円 (別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	・1000万円 (別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
	生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・6000万円 (別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	・1000万円 (別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円 (別枠) ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 (別枠) ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、 売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 (別枠。①と共有) ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)

★追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
(日本公庫等) 中小事業1億円、
国民事業3,000万円
(商工中金) 危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途ご案内をご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較 +
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較



無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【**利下げ限度額**】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

令和2年度補正予算の成立が前提

信用保証付き融資における 保証料・利子減免

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【**対象要件**】

SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

…売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

…売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料1/2

…売上高等前年同月比▲15%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

【**融資上限**】3000万円 【**担保**】無担保

【**据置期間**】5年以内

【**保証料補助割合**】1/2 または 10/10

【**金利補給期間**】

当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【**既往債務の借換**】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。



その他の資金繰り

- ・ 小規模共済の貸付
- ・ 定期預金の解約
- ・ 生命保険の貸付

⇒とにかく使える制度は全て使う

※ただし、サラ金・闇金はダメ



専門家

- 税理士
- 融資コンサルタント

今、窓口はとにかく混んでいて、相談もできません
どの融資を受けられるのか、受けるべきかは、専門
家に相談しましょう

書式は相当少なくなっているので、手続自体は自分
で可能です



資金繰り対応

～助成金・補助金・給付金編～





②資金繰り対応～助成金・補助金編～

飲食法務石崎のワンポイント

全国的に休業要請が出たため、**ほぼ全ての飲食店**は自粛を迫られています。

休業する場合は、**雇用調整助成金**により、**休業手当（給与の60%）のうち90%**が国から支給されます。

ただ、基本的に**助成金や補助金は時間がかかります**。雇用調整助成金でも1, 2カ月はかかると思われます。

まずは、足元の1, 2カ月をクリアできるように**資金繰り**を行い、連休明けに見込まれる各種給付金や、雇用調整助成金などの支給を待ちましょう。

全く余裕がなければ、従業員を全て解雇して、失業給付を受けてもらうべきです。国や自治体の補償は、日々アップデートされますので、**情報収集**に努めるようにしましょう。



雇用調整助成金

- 休業した場合（時短営業や、一部の従業員でも可能）
休業手当（給与の6割以上）のうち、**最大9割**を支給
※ただし、1日8330円の上限あり
支給は1~2カ月後なので先出し
かなり簡潔になったが、それでも複雑
※そもそも払う必要があるのかという問題も
⇒一時的な賃金も支払えないなら、
整理解雇 & 失業給付の方が従業員は安心する
※再雇用の約束は違法



ガイドブック簡易版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000622165.pdf>

申請書書式：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

(事業主の方へ)

雇用調整助成金の申請書類を簡素化します

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図りましたので、是非活用下さい。

記載事項を約5割削減 73事項→38事項に削減(▲35事項)

- ・ 残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
- ・ 自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減

記載事項の大幅な簡略化

- ・ 日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)

添付書類の削減

- ・ 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
- ・ 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- ・ 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止(システムで確認)

添付書類は既存書類で可に

- ・ 生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
- ・ 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

計画届は事後提出可能(～6月30日まで)

【計画届に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項29事項→21事項(▲8事項))
様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届	・ <u>事後提出</u> (申請時に提出)を可能に(～6/30(火)まで)
様式第1号(2) 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	・ 確認書類は「売上」が分かる <u>既存書類のコピー</u> で可(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票などで可)
様式第1号(3) 休業・教育訓練計画一覧表	・ 作成不要(様式第5号(3)として提出可)
様式1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書	・ 作成不要
確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書	・ 労働者代表選任届に添付を求めていた <u>個別の委任状を不要</u> に
確認書類② 事業所の状況に関する書類	・ <u>既存</u> の労働者及び役員名簿のみで可 ・ 中小企業の人数要件を満たせば、 <u>資本額を示す書類は不要</u> に

【支給申請に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項44事項→17事項(▲27事項))
様式第5号(1) 支給申請書	・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ 事業所の所在地等の <u>記載は省略可</u>
様式第5号(2) 助成額算定書	・ 自動計算機能付き様式とし、 <u>記載事項を大幅に削減</u> ・ <u>残業相殺の停止により、残業時間の記載不要</u> に
様式第5号(3) 休業・教育訓練計画一覧表及び所定外労働時間等の実施状況に関する申出書	・ <u>日付毎の記載は不要</u> とし、 <u>日数合計のみで可</u> ・ <u>残業相殺の停止により、残業時間の記載不要</u> に
共通要領様式1号 支給要件確認申立書	・ 「はい」「いいえ」を <u>簡易に回答可能な様式に変更</u>
確認書類① 労働保険料に関する書類	・ 添付不要
確認書類② 労働・休日及び休業・教育訓練の実績に関する書類	・ 出勤簿、タイムカード以外にも、 <u>手書きのシフト表</u> などでも可 ・ 給与台帳以外にも、 <u>給与明細の写し</u> などでも可



その他の補助金・助成金

- 持続化補助金、IT導入補助金、ものづくり補助金
- 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）
- 人材開発支援助成金（キャリアアップ）
⇒補助金・助成金は基本的に**後で支給**されるもの（半年～1年）
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）
休業中の学校などに通う子供の世話をするために休んだ従業員に対し、
給与の全額を払った場合に、8330円を上限として全額支給
⇒例外で早いですが、それでも**1, 2カ月?**（雇用調整助成金も）
- 労力や費用などを考えると、複数の正社員を1カ月以上休業させるイ
メージ



②資金繰り対応～給付金編～

飲食法務石崎のワンポイント

今のところ、**分からないこと**や**未定なこと**が多く、新しい保証制度も日々増えていますので、とにかく**情報のアップデート**を続けましょう。

Facebook、業界団体のHP、飲食系ポータルサイト、自治体・経産省HP、などが有用です。

助成金・補助金と違って、手続自体は、**難しくない**はずですので、自力でもできると思われませんが、どうしても分からなければ**ご連絡ください**。



持続化給付金

- 支給対象：新型コロナにより、**売上が前年同月比で50%以上減少**している者
 - ※今年1年のうちどの月でもよい
 - ※大企業（資本金10億円）以外、個人法人問わず（おそらく）全ての事業者
- 給付額は：法人200万円、個人事業者100万円。
ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。
 - ※前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）
＝昨年比で50%以上落ちた月を12倍して、昨年より下がった分が上限
- 必要書類：法人番号or本人確認書類、去年の申告書類、今年の対象月の帳簿等
- 手続・受付：詳細未定⇒**4月最終週を目途に確定**・公表予定
 - ※補正予算の成立（4月22日？24日？）後、1週間程度で申請受付開始
電子申請の場合、**申請後、2週間程度**で銀行口座に給付を想定



(参照)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf?fbclid=IwAR03HbRrk6j6Y8L-CuLLGMX3PXcwZwCIDMitDPFpw5sb8zToX3GmtPHb1tI>

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

よくあるお問合せ

前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただけます。

申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。
電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。
※申請者の銀行口座に振り込み

申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。
（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

法人の方

①**法人番号**、②**2019年の確定申告書類の控え**、
③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

個人事業主の方

①**本人確認書類**、②**2019年の確定申告書類の控え**、
③**減収月の事業収入額を示した帳簿等**

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性がります。

申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。 ※申請にあたり、GビジネスIDを取得する必要はありません。



都道府県、市区町村の支援

- 東京都：感染拡大防止協力金：**一律50万円（2店舗以上は100万円）**
4月22日から専用サイトで受付、早ければGW明けから支給
（参照） https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html
宅配・テイクアウト助成金：**最大100万円**
宅配・テイクアウトの初期費用（容器購入費・改装費用等）
- 神奈川県：事業者が複数の事業所を賃貸している場合は30万円
1事業所を借りている場合は20万円、家賃負担がない事業者は10万円
5月7日から5月末まで受付、郵送
- 静岡県：御殿場市：ナイトスポットへの休業補償（上限100万円）
西伊豆町：宿泊施設や飲食店への給付金（50万円or20万円）
- 大阪府：個人事業者に50万、中小零細企業に100万円の支援金（ただし、自治体との協議未了）
- 神戸市：UberEatsが5月10日まで実施している割引（100～500円）を7月12日まで延長
「持ち帰り」対象地域を市内全域に拡大、「持ち帰り」手数料を4割減免
- 福岡市：休業した中小企業・小規模事業者の店舗の賃料の80%を支給（上限50万円）
1回1000円以上のデリバリー利用で500円分のポイントもしくはクーポンを還元



FOOD Lawyer & Experts

飲食法務サービス

食にたずさわる
あらゆる企業・経営者のパートナーとなり
法律を武器にエンパワーする

コスト削減対応 ～家賃編～





③自分でできるコスト削減交渉

飲食法務石崎のワンポイント

大家側も非常事態だと理解しています。まずは遠慮せず頼んでみましょう。

頼むのはタダです。

ただ、現在、家賃交渉の嵐で、大家さんも困っている場合があります。

お互いに話し合いの姿勢を持つようにしましょう。



交渉先

◆デベロッパー（財閥系・鉄道など）

規模にもよるが、基本的に個別対応はしていない。

緊急事態宣言以降、**商業施設自体を閉鎖**している場合、
一律で猶予や減額の可能性もあり。

（※支払い済みのものについては、営業調整金など）

◆個人大家

個々の**大家次第 = 交渉次第**



交渉の方法

- まずは、管理会社に対して、減額・猶予の要請
書式は何でもいい（インターネット上にも落ちている）
※管理会社を入れていない大家には、直接連絡
- 店側から具体的な提案をする
減額幅は、「1カ月分免除or 3カ月間半額」あたりから始めて、
悪くても10～20%くらいか
※株式会社飲食店繁盛会調査
https://hanjoukai.com/2020040801/?fbclid=IwAR0Aqj0T9EjtJUfnAC7keOQcl_88ewdDZDeqkTH_o8YVSKEQ5KZtE61uRWU
- 拒否されたら、①国交省の要請書や②固都税の減免を伝える。
※2～10月までの任意の3カ月間の売上高の前年同期比減少率が
30%以上50%未満の場合2分の1、50%以上減少の場合は全額免除
2月以降、前年同月比20%以上収入が減少した全事業者に対し納税猶予
理論上、大家としては、賃料減額した方が得な場合がある
- 「退去」カードはチキンレースになるので△



(左) <http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001338620.pdf>

(右) <http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339166.pdf>

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土動第14
令和2年3月3日

令和2年3月31日
土地・建設産業局不動産課

各不動産関連団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、飲食店をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルスの影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところです。

つきましては、賃貸用ビルの所有者など、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂き、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施を検討するよう要請しました

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、飲食店をはじめとする事業者の中には、事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じていることから、不動産関連団体を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂くよう、要請をしました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、飲食店をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じています。

そのため、国土交通省では、不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者など飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂くよう本日付けで要請をしました。

依頼を行った不動産関連団体は、下記の通りです。

- ・（一社）不動産協会
- ・（一社）全国住宅産業協会
- ・（一社）不動産流通経営協会
- ・（公社）全国宅地建物取引業協会連合会
- ・（公社）全日本不動産協会
- ・（一社）日本ビルギンギ協会連合会



専門家

- 弁護士
- 賃料削減コンサルタント（ただし、交渉不可）

正直、今なら自分でできます！



FOOD Lawyer & Experts

飲食法務サービス

食にたずさわる
あらゆる企業・経営者のパートナーとなり
法律を武器にエンパワーする

コスト削減対応 ～その他～





③自分でできるコスト削減交渉

飲食法務石崎のワンポイント

猶予してもらえるものは全て猶予

今の支出をとことん減らしましょう

特に、税金・保険料などは、1年も猶予が可能です

公共料金は、金額が大きければ猶予

ただ、やることがたくさんあるので、面倒なら払ってしまうのあり

また、この際、**減らせる経費はないか**、洗い出してみましよう



猶予を受けられるもの

- 税金（**ほぼ全ての国税、地方税**）
 - ：前年同月比で20%以下⇒最長1年猶予、延滞税なしの予定
 - （参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>）
- 社会保険料（厚生年金、健康保険の**会社負担分**）
 - ：著しい損失⇒最長1年猶予、延滞税なしの予定
- 社会保険料（自身の国保、年金）
 - ：著しい損失、相当な損失⇒6か月～1年猶予、減免もあり
- 電気・ガス・携帯料金：5月まで猶予
- 水道料金：自治体による（東京都、横浜市は最長4カ月猶予）
- 生命保険料：最長6カ月猶予
- 損害保険料：5月末まで猶予



削減できる可能性があるもの

- 宣伝費：ポータルサイト、口コミサイト
⇒ 期間途中でもプラン変更可能の情報
- 電気・ガス：自由化しているので相見積もり
- 水道・電気：設備や器具の変更で省エネ化
- 印刷代、通信費、運送費、消耗品費：相見積もり
- 交際費：我慢！
- **人件費は最後の最後**



専門家

- 税金は税理士
- 保険料は社労士

ただし、猶予は自分でも調べればできる

- そのほかは自分で窓口を調べて行う
忙しくて一つ一つ手が回らなければ、
経費削減コンサルタントなど



FOOD Lawyer & Experts

飲食法務サービス

食にたずさわる
あらゆる企業・経営者のパートナーとなり
法律を武器にエンパワーする

販促対応

～テイクアウト・デリバリー付加～





④販促強化としての テイクアウト・デリバリー付加

飲食法務石崎のワンポイント

街に人がいない以上、今やれる販促は、**デリバリー**と**テイクアウト**くらいしかありません。期限付き酒販免許により、コース丸ごとデリバリーなど、単価アップも考えられます。

Uber、出前館、Menuなど、様々なサービスがあります。どこも大変混んでいますし、対応地域も異なるので、とりあえず問い合わせてみましょう。

ただし、**衛生管理**や**許認可**については注意が必要です。

そのほか、定食系であれば**チケット制の導入**、バー・ナイトクラブなどでは**課金制動画配信サイトの利用**なども考えられます。

ビジネスモデルのご相談もできる限りお受けします。



デリバリー

• 誰に運ばせるか

業者：**UberEats**：エリアが狭い、キャンペーン中、新規受付まで1カ月

出前館：エリアが広い、若干高い

Menu：エリアはかなり狭い、スタッフの教育○

※地域単位では、個別のサービスが出てきている

渋谷・福岡エリアで「タイミー」、札幌エリアで「食べタク」

自社：商圈が狭い、常連多め、競合少ないなら、

思い切って自社スタッフで

⇒スタッフにも仕事を与えられる

ただし、ある程度の設備投資とノウハウ必要

エリアで何社か集まってグループでも可能



2020年4月15日

ツイート

ツイートと返信

メディア

いいね

 **坂田 優也 / タイミー九州** @Sakata_yuya1991 · 4月15日
150名規模の会社になっても、代表と取締役が率先してこういうことしちゃう弊社。ワクワク！

 **小川 嶺** @Ryo_Ogawa70 · 4月15日
渋谷格安デリバリーくん本日スタート！
すでに400人以上にご登録いただいで嬉しい限りです！
今日は【吉野家】と【ダンダダン酒場】を圧倒的格安で自分、もしくは
福家@fuke_yoshiki がお届けします！
ご予約はライン@からよろしくお願ひします！
登録はこちらから
lin.ee/qEbQUQZ

    ご注文は下のボタンから

10:00



ご注文

お問い合わせ



本日のメニューも
コチラ！

ご注文はコチラから！

報道関係者 各位

札幌出前タクシー実行委員会事務局
(株式会社メディアリンク内)
札幌市中央区南2条西2-7丁目2階ロビー-20202F
TEL011-699-6960 FAX011-699-6961

飲食店の商品をタクシーが出前する

札幌出前タクシー「食ベタク」試験サービスの開始。

新型コロナウイルス感染拡大にともない、観光客の減少や外出自粛による影響で、飲食店やタクシー事業者は大幅な売上減少となっている。一方で休校や在宅ワークで3食を自宅でとる人は増加しているため、その消費者行動の変化に対応し、なんとか事業を継続できる需要を喚起しようと札幌市内にあるタクシー会社と飲食店を結びつける救済事業を開始する。

出前は配達に必要な車や人員を自店で用意しなければならないため、多くの飲食店がテイクアウト商品の提供開始をはじめ急場をしのぐ道を模索しているが、「食ベタク」サービス開始によってそういった自社での出前機能を持たない飲食店の多くと消費者とを繋げる役割を果たす。外出自粛が長引いている今、消費者の自粛疲れと飲食店の販路拡大、そしてタクシー事業者救済システムとして期待される。

当実行委員会は、参加飲食店と協力タクシー事業者の募集を開始、すでに参加を表明している市内有名飲食店・タクシー会社の協力のもとサービスのテスト運用も2020年4月17日からスタートする。

詳細は下記お問い合わせ先まで。

記

- 事業名/札幌出前タクシー「食ベタク」
- 開始日時/2020年4月17日(金)～新型コロナウイルス感染症終息まで
- 実証実験/2020年4月17日(金) 奥芝商店「おくしばあちゃん」
〒064-0951 北海道札幌市中央区宮の森1条1丁目7-20 TEL011-688-6454
2020年4月18日(土) 産直大衆 ビストロ SACHI
〒060-0063 北海道札幌市中央区南3条西2-7 TEL011-251-7187
- 参加タクシー事業者/東邦交通株式会社・順次札幌市内全域に拡大予定
- 事業概要/消費者が「食ベタク」WEBサイトより飲食事業者へ電話またはLINEにより注文。
飲食店と消費者は、タクシー事業者の救済事業を活用する形で注文品が自宅まで届く事業形態をとる。本事業により札幌市中心部に店舗をもつ多数の飲食店・居酒屋が、その店舗から約3キロ圏内の消費者への商品お届けが可能となる見込み。飲食店の「食ベタク」サイト情報掲載は無料。
- 札幌出前タクシー「食ベタク」実行委員会/東邦交通株式会社、株式会社NEXTLEVEL、株式会社ラフダイニング株式会社メディアリンク
- お問い合わせ/株式会社メディアリンク 笹森 TEL011-699-6960 e-mail: info@tabetaku.jp
URL: <https://tabetaku.jp/>



テイクアウト

- メニュー設計
基本的にはデリバリーと同じ
ただし、自分で持ち運ぶ分、ワンパッケージが多い
- 販促ツール：Picks
- サイト：GoogleMyBusiness
#SaveRestaurants!

※参考 テレワーク.com

「もし新型コロナの影響で閉店を考えた飲食店がオンラインに対応したら」

<https://telewo-rk.com/restaurant/1/?fbclid=IwAR24KG92Vw4yTudL6GHOZNHCGhJmW8akxqqyEWqW7c5DcLjHvGRbwHqz6wU>



期限付き酒販免許について

- 飲食店が、テイクアウトやデリバリー（同一都道府県内）と合わせて、お酒を販売することができる（「料飲店等期限付酒類小売業免許」）

⇒ レストランがお勧めのワインを、

和食・割烹がお勧めの日本酒・焼酎を、

焼肉・韓国料理がマッコリを、

料理と一緒に販売できる

= **コース丸ごと** テイクアウト・デリバリー可能

テイクアウト・デリバリーでも 客単価アップ



期限付き酒販免許について

- 申請の方法

- 1 まずは、

- ①申請書（本体）、②申請書（次葉1及び2）を記入

- ③個人は住民票 or 法人は登記事項証明書を取得

- ①から③を管轄の税務署に提出（郵送でも可能）・無料

※申請は店舗単位なので、それにより管轄の税務署も異なる

⇒不備がなければ**約1～2週間**で免許が送られてくる

届けば販売開始可能

- 2 免許付与後、

- ①申請書（次葉3及び6）、②免許要件誓約書申請書、

- ③法人なら定款、④物件の賃貸借契約書、⑤地方税の納税証明書

書式など：https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/0020004-077.htm?fbclid=IwAR3CtIShmYLLIsFo0J64IStSZFFRYFUSpNtsEME8fYm0_fwZ3p42ebM6lWo



<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/05.pdf>
(書式)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/06.pdf>
(記入例)

CC1-5104

酒 税

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 取 受 印 </div>		整理番号 ※
令和 年 月 日	申 請 者 <small>(住所) 〒 ー ー ー</small> <small>(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)</small>	(電話) 局 番
税務署長 殿		
酒類の販売業免許を受けたいので、酒税法第9条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。 <div style="text-align: center;">記</div>		
販 売 場 の 所 在 地 及 び 名 称	<small>(地 番)</small> <small>(住所表示) 〒 ー ー ー</small> <small>(ふりがな) (名 称) (電 話)</small>	<small>(詳細は別添図面のとおり)</small>
業 態	<input type="checkbox"/> 一般酒販店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 量販店 <input type="checkbox"/> 業務用卸主体店 <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> ドラッグストア <input type="checkbox"/> その他 ()	
酒類販売管理者の選任(予定)	<small>(ふりがな) (氏名)</small>	<small>(役職、申請者との関係、生年月日等)</small>
申請する販売業免許等の種類		
販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法		
臨時販売場の開設区分	臨時販売場の開設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
申請の理由		
既に有している主たる酒類販売場の明細	所在地 名称	所轄税務署名 税務署
受理番号 ※	審査順位 ※	局番番号 ※
申請書入力 ※	(月 日) ※	※



(書式) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/07.pdf>

(記入例) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/08.pdf>

CC1-5104-1(2)

販売業免許申請書 次葉2

酒税

建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)

CC1-5104-1(1)

販売業免許申請書 次葉1

酒税

販売場の敷地の状況

(所在地)
.....



注意点

- テイクアウト・デリバリーのメニュー
基本的に、**店で普段出しているメニューに限る**
普段出しているものを持ち帰るだけなら営業許可でOK
そうでない場合、個別の製造業許可が必要となる場合もある
(自家製のハム・チャーシュー、鮮魚の刺身、菓子、乳製品、冷凍食品など)
農産物の販売(仕入れた野菜をそのまま転売)はOK
⇒とにかく線引きが難しい
メニューを絞って、**必ず保健所に相談**
- 販売形式
店外に出して販売するのはNG
飲食店は、あくまで店内でしか販売、提供する許可がない
- 食品表示
基本的にはなし ただ、「本日中にお召し上がりください」とアレルギー表示はした方がベター
- 衛生管理
暖かいものと冷たいものの混在、仕分けのない容器(バラなどなし)
⇒非常に難しい、**専門家に聞く** これから暖かくなる・万が一があれば終わり



専門家

- デリバリー、テイクアウトは代理店
- 酒販免許は税理士

いずれも自力でできる

ただ、**衛生管理だけは必ず相談**すること

損害保険（製造物責任保険）にも注意

（テイクアウト・デリバリーにも対応しているか）



テナント総合保険 ご契約のお見積り

3 / 3

賠償責任担保条項 補償内容	
生産物賠償責任の補償	
算出基礎数字	
算出基礎単位	売上高 (千円)
対人・対物共通 (GSL)	
支払限度額 (1名)	100,000千円
支払限度額 (1事故・期間中)	100,000千円
免責金額 (1事故)	0千円
借家人賠償責任の補償	
支払限度額 (1事故・期間中)	50,000千円
免責金額	0千円
特約条項	
名称	生産物賠償責任担保条項追加特約条項

規定の変更特約条項

号 : 00001



FOOD Lawyer & Experts
飲食法務サービス

食にたずさわる
あらゆる企業・経営者のパートナーとなり
法律を武器にエンパワーする

情報発信





⑤業界からの情報発信を！

飲食法務石崎のワンポイント

「飲食店はまとまりがない」

私が自治体議員に陳情に行った際に、言われた言葉です。

他の事業者は、必ず団体で来るのに、飲食店は全くない。来るのは事業者個人としてなので、個人の言葉。業界の言葉ではないので、検討しにくいということです。

三ツ星シェフの米田肇さんが、飲食店倒産防止対策を求める署名を change.org で開始して、10万人以上が署名しています（当然私も）。

難しい話ではなく、近隣の飲食店同士で、署名し、その地域の議員に陳情に行ってください。

必ず声は届きます。



発行元



弁護士
石崎冬貴
Fuyuki Ishizaki

様々な活動を通じて食の世界をサポート

- 弁護士 / 社会保険労務士
- フードコーディネーター / 飲食店経営
- 「一般社団法人フードビジネスロイヤーズ協会」代表理事
- 「一般社団法人日本料飲外国人雇用協会」理事
- 「東京弁護士会 食品安全関係法部会」所属
- TV、雑誌等 メディア取材、著作活動 多数

Media Related Activity - TV/雑誌等メディア取材著作活動多数



090-3009-8564
ishizaki@ypartner.com

<http://food-lawyer.net>

弁護士法人横浜パートナー法律事務所

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7
合人社横浜日本大通7ビル 8F
電話 045-680-0572 / FAX 045-680-0573

Release Books - 執筆書籍



飲食店の危機管理
[対策マニュアル]
BOOK

旭屋出版



なぜ、飲食店は
一年でつぶれるのか?

旭屋出版

Basic Monthly Basis Business Support Plan - 基本月額業務支援プラン

あなたの会社のビジネスを踏まえた適切でタイムリーな対応を
個別の契約よりお得に実現することができるプランです。

	シンプルプラン 3万円	ライトプラン 5万円	ベーシックプラン 10万円	プレミアムプラン 20万円
料金 (税別)	3万円	5万円	10万円	20万円
弁護士活用 事業規模イメージ	1~3店舗	4~10店舗	11~20店舗	21店舗以上
弁護士の費社来相談	×	○ 1時間/月1回まで	○ 1時間/月3回まで	○ 1時間/月5回まで
電話、スカイプなどでの相談	○ 1時間/月1回まで	○ 1時間/月3回まで	○ 1時間/月5回まで	○ 無制限
顧問弁護士表示	○	○	○	○
キャンセル代金回収代行 (通常、報酬額は回収額の30%)	○ 月3回まで無料	○ 月5回まで無料	○ 月10回まで無料	○ 月20回まで無料
従業員向け研修・勉強会	×	×	○ 3ヶ月に1回まで	○ 月1回まで
クレーム対応	×	○ 1時間/月1回まで	○ 1時間/月3回まで	○ 1時間/月5回まで
家主等との交渉	×	×	○ 交渉アドバイス	○ 代理交渉
仕入先等との交渉	×	×	○ 交渉アドバイス	○ 代理交渉
従業員との労務トラブルに関する交渉	×	×	○ 交渉アドバイス	○ 代理交渉
就業規則のチェック	×	○	○	○
内部通報窓口 (ご家族・従業員の方からのご相談)	×	○	○	○
隣接土業・専門家紹介	○	○	○	○
弁護士費用割引	×	○ 10%	○ 20%	○ 30%

本レポートの内容は、2020年4月16日時点の情報に基づいて作成されたものです。コロナウイルス情勢は刻一刻と変化していることから、最新の情報に基づく判断、専門家のアドバイスを逐次ご参考頂けますようお願い申し上げます。